

第9期計画期間に向けた給付と負担の議論

介護保険制度の見直しに関する意見

(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

1 概要

第9期介護保険事業（支援）計画に向けた介護保険制度の見直しについては、昨年の介護保険部会で議論が行われ、同年12月20日に意見書（以下「部会意見書」という。）が取りまとめられた。

昨年の部会意見書では、介護保険の給付と負担の論点のうち、①利用者負担について、②1号保険料負担の在り方等について、「次期計画に向けて結論を得ることが適当」であり、「遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論を行う」とこととされていた。

その後、本年6月16日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）において、これら①及び②の論点について、「介護保険料の上昇を抑えるため、利用者負担の一定以上所得の範囲の取扱いなどについて検討を行い、年末に結論を得る」とこととされ、今後は、年末に向けて、介護保険部会等において議論が行われる予定。

2 給付と負担の議論

（1）年末に結論を出すもの

① 利用者負担について

介護保険の利用者負担割合については、制度創設時は所得にかかわらず一律1割とされていたが、平成27年8月より「一定以上所得」を有する方（第1号被保険者の上位20%相当）の負担割合を2割とし、平成30年8月より「現役並みの所得」を有する方の負担割合を3割としてきた。

昨年の部会意見書では、このうち、一定以上所得（2割負担）の判断基準について、「後期高齢者医療制度との関係、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得ることが適当である。」とされた。

今後、一定以上所得（2割負担）の判断基準についても、介護保険部会や予算編成過程での議論等を踏まえて検討し、年末に結論を得ることを予定している。

② 1号保険料負担の在り方

介護保険の1号保険料については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、制度創設時より所得段階別保険料としており、低所得者への負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じたものとしてきた。

昨年の部会意見書では、「介護保険制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であり、負担能力に応じた負担の観点から、既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行うことが適当である。」とされた。

今後、上記の方向性を踏まえ、具体的な段階数・乗率・低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担について、介護保険部会や予算編成過程での議論等を踏まえて検討し、介護報酬改定などとあわせて、年末に結論を得ることを予定している。

③ 多床室の室料負担について

老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、年末に結論を得ることを予定している。

(2) 第10期計画期間の開始までに結論を出すもの

① ケアマネジメントに関する給付の在り方

利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る。

② 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る。

(3) 引き続き検討することとされたもの

① 補足給付に関する給付の在り方

給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ、引き続き検討。

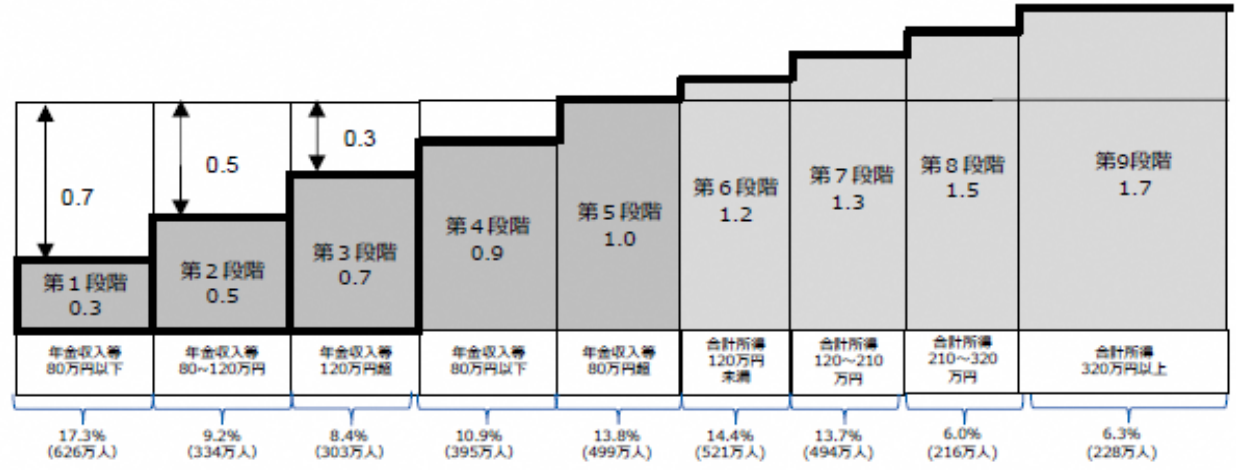
② 被保険者範囲・受給者範囲

第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討。

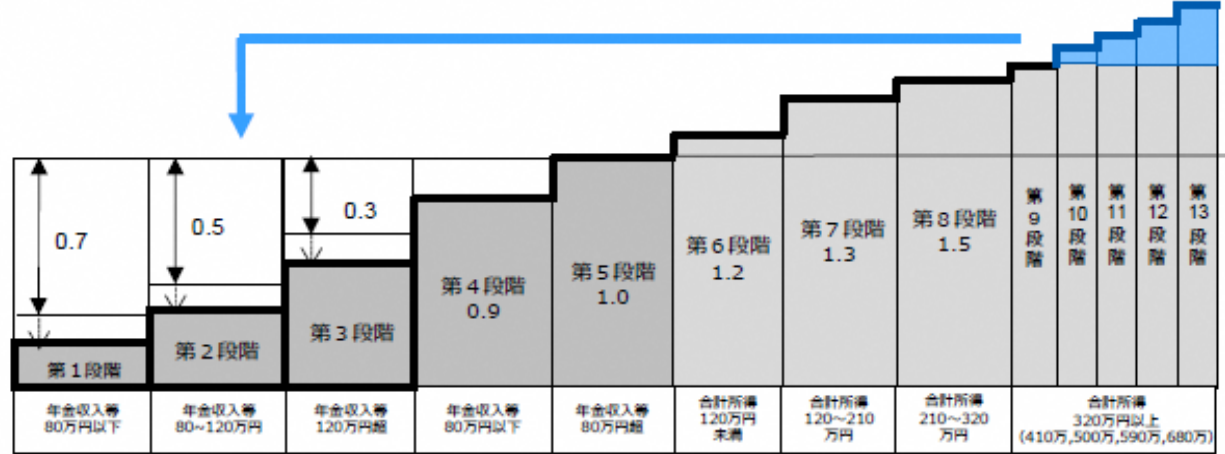
介護保険部会での議論を踏まえた見直しの例

- 1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担については、今後の介護保険部会等の議論を踏まえつつ年末までに結論を得るとされている。
- 7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、保険者の第9期計画期間の保険料の検討等に資する観点から、介護保険部会での議論や既に多段階化を行っている保険者の実態を踏まえつつ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例を示すもの。

< 現行制度 >



< 見直し例 >



第1段階～第3段階の乗率の例

①	0.26	0.47	0.68
②	0.275	0.48	0.685
③	0.29	0.485	0.69



第9段階以上の乗率の例

A	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
B	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
C	1.7	1.9	2.1	2.3	2.6